

オクノト川 I (210010060)	豊岡市市場 (別図130のとおり)	土石流
市場第一 (210010061)	豊岡市市場 (別図131のとおり)	土石流
右支溪第三(1) I (210010062)	豊岡市市場 (別図132のとおり)	土石流
右支溪第三(2) I (210010063)	豊岡市三宅 (別図133のとおり)	土石流
右支溪第二 II (210010064)	豊岡市三宅 (別図134のとおり)	土石流
三宅第一 (210010065)	豊岡市三宅 (別図135のとおり)	土石流
三宅北谷 II (210010066)	豊岡市三宅 (別図136のとおり)	土石流
寺の下川(1) I (210010067)	豊岡市三宅 (別図137のとおり)	土石流
寺の下川(2) I (210010068)	豊岡市三宅 (別図138のとおり)	土石流
森尾谷(1) II (210010069)	豊岡市森尾 (別図139のとおり)	土石流
森尾谷(2) II (210010070)	豊岡市森尾 (別図140のとおり)	土石流
香住西谷川 I (210010071)	豊岡市香住 (別図141のとおり)	土石流
香住中谷川 I (210010072)	豊岡市香住 (別図142のとおり)	土石流
香住東谷川 I (210010073)	豊岡市香住 (別図143のとおり)	土石流
神美台第一 (210010074)	豊岡市神美台 (別図144のとおり)	土石流
神美台第二 (210010075)	豊岡市神美台 (別図145のとおり)	土石流
長谷北谷(1) I (210010076)	豊岡市長谷 (別図146のとおり)	土石流

長谷北谷(2)Ⅰ (210010077)	豊岡市長谷(別図147のとおり)	土石流
長谷中谷Ⅱ (210010078)	豊岡市長谷(別図148のとおり)	土石流
下長谷川Ⅰ (210010079)	豊岡市長谷(別図149のとおり)	土石流
倉見川Ⅰ (210010080)	豊岡市倉見(別図150のとおり)	土石流
溝谷川Ⅱ (210010081)	豊岡市宮井(別図151のとおり)	土石流
宮井北谷Ⅱ (210010082)	豊岡市宮井(別図152のとおり)	土石流
宮井中谷Ⅱ (210010083)	豊岡市宮井(別図153のとおり)	土石流
宮井第一 (210010084)	豊岡市宮井(別図154のとおり)	土石流
宮井川Ⅰ (210010085)	豊岡市宮井(別図155のとおり)	土石流
宮井中谷Ⅰ (210010086)	豊岡市宮井(別図156のとおり)	土石流
庄北谷Ⅱ (210010087)	豊岡市宮井(別図157のとおり)	土石流
口岩井第一 (210010088)	豊岡市口岩井(別図158のとおり)	土石流
口岩井第二 (210010089)	豊岡市口岩井(別図159のとおり)	土石流
口岩井第三 (210010090)	豊岡市口岩井(別図160のとおり)	土石流
口岩井第四 (210010091)	豊岡市口岩井(別図161のとおり)	土石流
口岩井第五 (210010092)	豊岡市口岩井(別図162のとおり)	土石流
口岩井谷Ⅱ (210010093)	豊岡市口岩井(別図163のとおり)	土石流

口岩井南谷Ⅱ (210010094)	豊岡市口岩井 (別図164のとおり)	土石流
庄第一 (210010095)	豊岡市庄 (別図165のとおり)	土石流
庄南谷Ⅱ (210010096)	豊岡市庄 (別図166のとおり)	土石流
深谷川(2)Ⅰ (210010097)	豊岡市吉井 (別図167のとおり)	土石流
深谷川(1)Ⅰ (210010098)	豊岡市吉井 (別図168のとおり)	土石流
吉井北谷Ⅱ (210010099)	豊岡市吉井 (別図169のとおり)	土石流
吉井西南谷Ⅰ (210010100)	豊岡市吉井 (別図170のとおり)	土石流
福成寺上西谷Ⅱ (210010101)	豊岡市福成寺 (別図171のとおり)	土石流
福成寺川北谷Ⅰ (210010102)	豊岡市福成寺 (別図172のとおり)	土石流
福成寺第一 (210010103)	豊岡市福成寺 (別図173のとおり)	土石流
福成寺川南谷Ⅱ (210010104)	豊岡市福成寺 (別図174のとおり)	土石流
目坂北谷(1)Ⅰ (210010105)	豊岡市目坂 (別図175のとおり)	土石流
目坂北谷(2)Ⅰ (210010106)	豊岡市目坂 (別図176のとおり)	土石流
左支溪第二Ⅱ (210010107)	豊岡市目坂 (別図177のとおり)	土石流
目坂第一 (210010108)	豊岡市目坂 (別図178のとおり)	土石流
目坂第二 (210010109)	豊岡市目坂 (別図179のとおり)	土石流
目坂西谷Ⅱ (210010110)	豊岡市目坂 (別図180のとおり)	土石流

奥岩井北谷Ⅱ (210010111)	豊岡市奥岩井（別図181のとおり）	土石流
奥岩井第一 (210010112)	豊岡市奥岩井（別図182のとおり）	土石流
奥岩井西谷Ⅱ (210010113)	豊岡市奥岩井（別図183のとおり）	土石流
奥岩川Ⅰ (210010114)	豊岡市奥岩井（別図184のとおり）	土石流
コクマ谷Ⅱ (210010115)	豊岡市奥岩井（別図185のとおり）	土石流
大谷西谷Ⅱ (210010116)	豊岡市大谷（別図186のとおり）	土石流
大谷第一 (210010117)	豊岡市大谷（別図187のとおり）	土石流
大谷Ⅰ (210010118)	豊岡市大谷（別図188のとおり）	土石流
大谷川Ⅰ (210010119)	豊岡市大谷（別図189のとおり）	土石流
内町第一 (210010120)	豊岡市内町（別図190のとおり）	土石流
内町北谷Ⅱ (210010121)	豊岡市内町（別図191のとおり）	土石流
内町北川Ⅰ (210010122)	豊岡市内町（別図192のとおり）	土石流
内町北中谷Ⅰ (210010123)	豊岡市内町（別図193のとおり）	土石流
寺谷川Ⅰ (210010124)	豊岡市内町（別図194のとおり）	土石流
内町川Ⅰ (210010125)	豊岡市内町（別図195のとおり）	土石流
辻第一 (210010126)	豊岡市辻（別図196のとおり）	土石流
辻第二 (210010127)	豊岡市辻（別図197のとおり）	土石流

辻南谷Ⅱ (210010128)	豊岡市辻 (別図198のとおり)	土石流
辻第三 (210010129)	豊岡市辻 (別図199のとおり)	土石流
大谿川(1)Ⅱ (210010130)	豊岡市辻 (別図200のとおり)	土石流
大谿川(2)Ⅱ (210010131)	豊岡市辻 (別図201のとおり)	土石流
大谿川(3)Ⅱ (210010132)	豊岡市辻 (別図202のとおり)	土石流
大谿川(4)Ⅱ (210010133)	豊岡市辻 (別図203のとおり)	土石流
辻第四 (210010134)	豊岡市辻 (別図204のとおり)	土石流
なしが谷Ⅱ (210010135)	豊岡市辻 (別図205のとおり)	土石流
祥雲谷Ⅱ (210010136)	豊岡市辻 (別図206のとおり)	土石流
辻第五 (210010137)	豊岡市辻 (別図207のとおり)	土石流
船谷第一 (210010138)	豊岡市船谷 (別図208のとおり)	土石流
左支溪第三(1)Ⅱ (210010139)	豊岡市船谷 (別図209のとおり)	土石流
左支溪第三(2)Ⅱ (210010140)	豊岡市船谷 (別図210のとおり)	土石流
船谷第二 (210010141)	豊岡市船谷 (別図211のとおり)	土石流
船谷東谷Ⅱ (210010142)	豊岡市船谷 (別図212のとおり)	土石流

(別図1から別図212までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第521号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2代1項の規定

により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室に提出すること。

平成19年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社三宝
代表者の氏名 江川雅義
住所 川西市加茂6丁目125番地1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 である三宮
所在地 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目1-295
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課
縦覧期間 平成19年4月24日から同年5月7日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年4月24日から同年5月7日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室

公 告

兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

平成19年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 推薦資格を有する者
 - (1) 労働者委員候補者の推薦
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合
 - (2) 使用者委員候補者の推薦
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 被推薦者
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定により、事前に委員の就任についての許可が必要である。
- 3 推薦期間
平成19年4月25日（水）から同年6月11日（月）まで
- 4 推薦に必要な提出書類
 - (1) 労働者委員候補者の推薦
 - ア 兵庫県産業労働部しごと局労政福祉課及び各県民局備付けの推薦書及び候補者経歴書
 - イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合があります。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部しごと局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部しごと局労政福祉課又は所轄の各県民局

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部しごと局労政福祉課

大谷川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川大谷川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において公表する。

平成19年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

都志川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川都志川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において公表する。

平成19年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ三木店

所在地 三木市大村一丁目8-15 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

代表者の氏名 深町勝義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

代表者の氏名 深町勝義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年12月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,548平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

330台

- (2) 駐輪場の収容台数

50台

- (3) 荷さばき施設の面積

251平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

43.37立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口8箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

8 届出年月日

平成19年4月11日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

- (2) 縦覧期間

平成19年4月24日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年8月24日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月24日

北播磨県民局長 中 島 英 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ社店

所在地 加東市梶原字猪尻333-1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤 本 昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤 本 昭

住所 姫路市北条口四丁目 4 番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 6月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,017平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

84台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

70台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

72平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

22.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 7 時	翌午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分から翌午前 0 時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口 4 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成19年 4月 3日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年 4月24日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年 8月24日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年 4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルプラザ稲美

所在地 加古郡稲美町岡字黒深168番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社オージョイフル

代表者の氏名 矢島和久

住所 大阪府豊中市庄内西町五丁目1番19号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社オージョイフル	矢島和久	大阪府豊中市庄内西町五丁目1番19号
生活協同組合コープこうべ	浅田克己	神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号
株式会社ホップス	境山隆文	加古郡稲美町岡304号
愛眼株式会社	下篠千一	大阪市天王寺区大道4丁目9番12号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社オージョイフル	矢島和久	大阪府豊中市庄内西町五丁目1番19号
生活協同組合コープこうべ	浅田克己	神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号
藤久株式会社	後藤正己	名古屋市名東区高社1丁目210番地
株式会社アイ・トピア	田中直己	東京都町田市原町田4丁目20番1号

(2) 駐車場の収容台数

ア 変更前

437台

イ 変更後

370台

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オージョイフル	午前9時	午後8時
生活協同組合コープこうべ	午前9時	午後9時45分
その他	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オージョイフル	午前7時	午後9時45分
生活協同組合コープこうべ	午前9時	午後9時45分
その他	午前10時	午後8時

(4) 来客が駐車場を利用できる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後

午前6時45分から午後10時まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年11月11日
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
平成19年12月4日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成19年4月27日
- (4) 来客が駐車場を利用できる時間帯
平成19年4月27日
- 5 届出年月日
平成19年4月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年4月24日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年8月24日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
カット紙印刷装置一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成19年7月1日（日）から平成24年6月30日（土）（5年間）
- (4) 設置場所  
兵庫県庁3号館13階（神戸市中央区下山手通5-10-1）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）

に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 石上

電話 (078) 341-7711 内線 4937

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年4月24日（火）から同年5月8日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年6月4日（月）午後1時30分 兵庫県西館1階 大入札室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年6月1日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

- (5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年4月24日（火）午前9時から同年5月8日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年5月28日（月）午前9時から同年6月4日（月）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。

#### ア 受付期間

平成19年4月25日（水）から同年5月21日（月）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成19年5月16日（水）から同年5月21日（月）、毎日午前8時から午後10時（日曜日を除く。）の間に提出すること。

#### イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

#### ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

#### エ 提出方法

原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

#### オ 協議結果

平成19年5月28日（月）に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年6月1日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書

を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年6月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Cut sheet printing system for host computer : 1 set

(3) Lease period : From 1 July, 2007 through 30 June 2012

(4) Lease place :

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo Prefecture  
3rd Building 13th floor

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 May 8, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30 June 4, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;  
17:00 June 1, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Ishigami, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1  
Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
Tel. (078) 341-7711 extension 4937